いじめ防止基本方針

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義:いじめ対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

- ・いじめは、「いつでも、どこの学校でも、どの子にも起こり得るもの」「どの子も被害者にも 加害者にもなりうるもの」であるという認識のもと、全教育活動にあたる。
- ・いじめは、人として絶対に許されないことであるという人間関係づくりをする。
- ・いじめのサインを見逃さないように、日常生活の中でいじめのアンテナを高くする。

(3) 学校としての構え

- ・学校の教育目標「心豊かにたくましく生きる子の育成」をめざし, 「思いやる心」を育てるための実践を積む。
- ・「いじめの未然防止」,「いじめの早期発見」,「いじめへの早期対応並びに対処」に取り組む。
- ・「いじめをしない,させない,許さない」という学級・学校風土をつくり,だれもが笑顔で学校生活が送れる学校づくりを推進する。
- ・全職員が,「いじめは人間として絶対許されない」という意識をもち,全教育活動にあたると 共に,児童一人一人に徹底する。
- ・誰もが差別や偏見を許さないために人権教育を充実させ、教職員が障がい(発達障がい、性同一性障がい等)・被災児童等、適切に理解したうえで、児童に対して指導にあたる。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。評価結果を踏まえ、取組の改善を図っていく。(①いじめの早期発見に関する取組 ②いじめの再発を防止するための取組)

2. いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 「だれもが笑顔で学校生活が送れる」学校づくりを推進する。
- (2) 蜂屋小の教育「相手を想う」をキーワードに「あったか挨拶(見えたら挨拶·名前挨拶)」 「伝え合い学習」「もくもく掃除」に取り組む。(自己有用感を育む)
- (3) 秩序と安心のある学級づくり
 - ・ルールを守り、よりよい生活を創り出す。 (規範意識の尊重)
 - ・自分のよさに気づき、自信と誇りをもつ。(自己肯定感の育成)
 - ・いろいろな活動や遊びを通して,互いのことを分かり合う。(温かい人間関係)
- (4) 学び合う力を育成する授業づくり
 - ・基本的な学習姿勢や学習習慣の定着と確かな学力の向上を図る。
 - ・相手の声(考えや意見)に耳を傾け、(必ず)応え合い、自分たちでつくる授業をめざす。
 - ・ 自ら課題を見つけ、その解決に向かって取り組む。
- (5) 全校で取り組むハッチー8
 - ・あったか行動・言葉の推進
 - ・相手が元気になるあいさつ
 - ・相手意識をもって聞く証拠づくり
 - ・感謝の気持ちを込めた給食のマナーづくり
- ・心の栄養となる読書の充実
- ・使う人が喜ぶもくもく掃除
- ・明るく元気な心と身体づくり
- ・だれもが楽しい遊びの充実
- (6) **毎月11日をいのちの日**として、全校児童や保護者・地域の人とあいさつ運動を展開したり、命を大切にすることを考えたりする日として、他人の心の痛みや生きる喜び等を理解する。これらの活動を児童会の委員会の取り組み(「ハッチー8(エイト)レンジャー」)と関連させ、児童の意識を高める。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめに対しては、スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いや誹謗中傷等について、折に触れて情報モラル教育を指導し、保護者との共通理解を図っていく。家庭での約束を決め、守れるように働きかけていく。
- を図っていく。**家庭での約束を決め、守れるように働きかけていく。**(8) 「FROM-0歳プラン2」の「面による指導」で「蜂屋柿づくり」や「町探検」等を通して、地域の人々の指導や協力を受けながら、地域を愛する心や地域の人々に感謝する心を育てていく。また、「ロングスパン教育」では、保育園児や幼稚園児と1年生の児童との交流、中学生のノートを借りて「ノート展」で活用、市小中学生サミットを通して、連携を図っていく。
- (9) 市小中学生サミットに参加し、「いじめ撲滅宣言」について、全校に提示し学校全体が主体的にいじめ防止の意識を高める取り組みを進めていく。
- (10) 「学校いじめ防止プログラム」や「早期発見・事案対処マニュアル」を定める。

3. いじめ未然防止・対策委員会の設置

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の 調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。 ◇全体会

学校職員 :校長,教頭,生徒指導主事,学年主任,教育相談主任,養護教諭,

学校職員外:保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、主任児童委員、青少年育成

関係者 等

◇打合会

◆重大事態発生時等(定例会に加わる)

学校職員

心理,福祉,法律等の専門家 該事案の関係学校職員

◇月1回の学年主任会

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任

4. いじめの早期発見に向けて

- (1) 定期的なアンケートと教育相談の実施
 - ・年3回、学期ごとに「きかせて!あなたの気持ち」と「生活習慣」のアンケートを実施する。
 - ・年2回,児童と教師が1対1で話し合う教育相談週間を実施する。
- (2) 年2回「ハイパーQ-Uテスト」を行い、学級の状態や個人の様子について把握する。
- (3) 日記や生活ノートなどからの情報収集や日常の児童の観察をする。
- (4) 定期的に学年・学級・個々の児童の気になる姿の交流(職員会,学年会,打ち合わせ会等) をして、情報を共有し共通理解を図ったり、実態を把握したりする。
- (5) 個人懇談・家庭訪問・よいこと電話等を通して、保護者との信頼関係や連携を密にする。
- (6) 教職員の資質,能力を高めるために年間を通して以下のような研修を実施する。
 - ・インターネットに関わる研修 ・いじめの未然防止や早期発見に関わる研修 ・事案に対する対応に関わる研修 ・インターネットに関わる研修
- (7)「蜂屋の教育」に入っているいじめチェックシートを定期的に活用する。

5. いじめ問題発生時の対応

- (1) 児童等からいじめに係る相談を受けた場合において, 教職員は速やかに, いじめ対策組織に 情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。
- (2) いじめ問題が認められたときは、速やかに対応する。
- ・いじめ未然防止・対策委員会(校長,教頭,生徒指導主事,教育相談主任,養護教諭,担任等) で指導の方向性や手順を共通理解し、組織で対応していく。
- ・いじめの事実が確認できたら、速やかに市教育委員会に報告するとともに、保護者に説明し、家 庭と連携しながら児童の指導にあたる。
- ・気になる児童については、早期にケース会議を開き、迅速に対応する。
- ・関係保護者といじめの解決に向けての協力と連携を図り、寄り添う気持ちを忘れず対応にあたる。
- (3) 重大事態については、市教育委員会(スーパーバイザー)やSC、子ども相談センター等関 係諸機関と連携し、解決をめざしていく。

* 重大事態の定義

- ・いじめにより児童の生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合 も含む) 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

*対応の留意点

・児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性 があることから、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たること。

6. 個人資料等の取り扱い・保管

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織において資料が必要となる。そ のため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該児童が卒業するまで、アンケ ートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は保存期間を5年間とする。

7.いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している状態」とは、 ① いじめに係る行為が止んでいること(3 ケ月以上いじめの行為が起きていない。)

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされている場所であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断 するものとする。